

市政をチェック

行政調査特別委員会(100条委員会)を設置



学識経験者等意見聴取業務委託の事務処理について12月4日に総務文教委員会所管事務調査(下段参照)が開催され、関係者を招致して調査を行なった。関係者から十分な答弁が得られなかったことから、地方自治法第100条第1項の規定により、総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託の事務に関する調査を行うため、特別委員会設置に対する賛否が本会にて行われた。

賛成

- ・総務文教委員会の調査において、総務部長と市長答弁に相違があり、委員会では原因を解明できなかった。
- ・監査委員は市の内部機関であるため、原因解明の調査は難しい。行政の監視とチェック機能は議会の重要な権限であり、今回の事件を解明する責務がある。

賛成多数で可決

反対

- ・まずは監査委員の意見をしっかり聞き、議会として不十分、もしくは疑義があるとするならば、その時点で何らかの調査権を発動するべきである。
- ・100条委員会において、行政事務並びにコンプライアンスについて、全ての議員が専門性を持っているわけではない中で、この疑義を明確にできるのか。

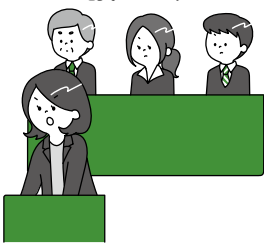
強い権限

地方自治法の「100条委員会」とは？

地方自治体の事務に関する調査を行う権限

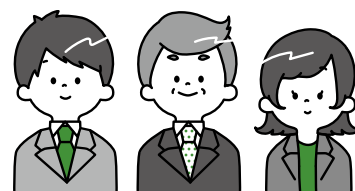
- 当該団体の事務に関する調査
- 選挙人その他の関係人の出頭や証言、記録の提出の請求

議会



議会の過半数の賛成で設置

市長その他の執行機関



証言を拒む

ウソの証言

**6か月以下の禁錮
10万円以下の罰金** **3か月以上
5年以下の禁錮**

総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託の事務処理について

総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託の事務処理について12月4日に関係者を招致して調査を行なった。

(1) 当該委託業務における予備費充用に係る決裁文書は、起案日と決裁日が9月30日であった。決裁日の日付では、契約日(10月1日)前日には書類上、予備費充用がされていたことになる。しかし、12月定例会の一般質問の市長答弁で実際の起案行為が11月5日だったことが明らかになった。委員会でもこのことを再確認した。市長も決裁処理がイレギュラーであることを認め、起案行為が遅れ遡^{さかのぼ}って事務処理をした理由は、業務を優先したためとの答弁があった。

(2) 市長起案と決裁押印の件は、市長を含む関係者から説明を受けた。通常は、事務決裁規定に基づき、担当者が起案し、担当係長、担当課長と決裁印を押す。今回の決裁行為は異例であることが判明した。しかし、事務決裁規定で市長が起案することを禁じているわけではない。

設置理由

予備費充用の決裁文書の起案日および決裁日が実際の作成日と異なることから、この委託業務は予算計上がないまま発注、執行されたものである。

予算なしの契約等を禁じた地方自治法第232条の3に抵触する可能性が高くなった。

市長と職員のヒアリングを行った結果、答弁に大きな相違があった。

また、副市長、教育長から市長答弁に対する発言の機会付与の申し出もあっている。このことから、行政組織としての内部統制等も非常に問題があると思われる。

この予備費充用が、議会の否決した費途（※注釈下段）に充てることを禁じた地方自治法第217条第2項に抵触するかどうかについての判断は、現時点では難しいと思われる。

予備費充用及び委託契約については、通常の事務決裁手続きを踏まず、市長のみの起案・決裁という、極めて異例な決裁行為となっている。

上記の理由により、一連の事実を解明し、再発防止と今後の適切な事務処理に向けた取り組みをすべきであり、それこそが監視機能を与えられた市議会の責務であると考え、本委員会を設置し調査を行うものである。

- 名称 : 「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会
 調査事項 : 総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託に関する事務全般
 調査目的 : 当該事務における法令遵守の有無及び内部統制機能の確認
 調査期間 : 令和2年12月8日から調査が終了するまで
 委員会構成 : 18名（議員全員）

ふんちゃんを探せ！
ふんちゃんクイズ

- ①行政調査特別委員会の別名は？
- ②小・中学校の和式トイレが改修されるよ。新しくなるトイレは何式？
- ③こども未来議会の開催は何回目？
- ④議会だより60号で公募した表紙絵。応募は何件？



ヒントは、ページをめくって私を探してね。

※注釈

9月定例会にて、竹尾池安全性調査業務委託料および竹尾緑地の地質調査委託料が補正予算として上程された。

新設校候補地が定まっておらず、調査費が無駄になる可能性があるため、予算から外す修正案が提出され賛成多数で可決した。

(1)(2)より、市長が行った事務手続きはイレギュラーであり、詳細な経緯把握と改善策を明瞭にする必要がある。また、行政全体の内部統制に関わる問題であり、実態把握と是正が必要である。以上のことをふまえて委員会としては、監査委員へ行政監査を行うことを要望する。
(総務文教委員会所管事務調査)

委員会としての意見